

関東学院大学大学院看護学研究科履修規程

(2016年10月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、関東学院大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目の履修及び学位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(単位制度)

第2条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(注) 授業時間は、90分をもって2時間とみなし、100分×14週の授業をもって30時間程度とみなす。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目の分類は、次のとおりとする。

共通科目	共通科目Ⅰ、共通科目Ⅱ、共通科目Ⅲ
専門科目Ⅰ	看護管理学
	地域・在宅健康支援学
	老年支援学
	成育支援学
	女性支援学
	療養生活支援学
	看護実践支援学
専門科目Ⅱ	演習、特別演習、特別研究

2 授業科目名及び単位数は、別に掲げる授業科目配当表のとおりとする。

3 入学の際に、専門科目Ⅰの科目区分から1科目区分を選択する。

(指導教員)

第4条 大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）において主指導教員及び副指導教員（以下「指導教員」という。）を決定する。

(修士の学位取得の要件)

第5条 修士の学位を取得するためには、2年以上在学し、30単位以上を修得すると共に、指導教員の研究指導を継続して受け、修士学位申請論文（以下「修士論文」という。）を作成・提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、修士論文については、「関東学院大学大学院看護学研究科修士論文内規」に別に定める手順に従うものとする。

2 修士論文を提出した者は、所定の期日に最終試験（口頭試問）を受けなければならない。

3 学位の授与は、委員会において審議し決定する。

(履修要件)

第6条 開講科目の中から、以下の区分に従って2年以上にわたって30単位以上を履修し、修得しなければならない。

(1) 共通科目

共通科目Ⅰ 3科目6単位必修

共通科目Ⅱ 1科目1単位選択必修

(2) 専門科目

専門科目Ⅰ 専攻する科目区分の配当科目3科目5単位必修

専門科目Ⅱ 配当科目4科目14単位必修

(3) (1)及び(2)以外に4単位以上選択必修

(単位の認定と試験)

第7条 履修科目については、原則として試験を行うものとする。

- 2 試験は学期末に行うものとする。ただし、科目の担当者が必要と認めたときは、臨時試験を行うことができる。
- 3 試験の方法は筆記試験を原則とするが、科目担当者の指定により論文試験、口頭試問のいずれかに代えることができる。
- 4 出席不良の者、または、学費の納入を怠っている者は、受験資格を失う。
- 5 履修登録をしていない授業科目を受講し、試験を受けた場合は無効とする。
- 6 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第8条 試験の成績は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(F)をもって表し、可以上を合格として単位の修得を認める。

- 2 一度修得した授業科目は、単位を取消すこと及び再履修することができない。

(履修登録)

第9条 履修登録に関しては、次のとおりとする。

- (1) 年度末又は年度初めに期日を定め、履修指導を行う。
- (2) 年度初めに、その年度の春学期及び秋学期に履修するすべての受講科目を教務課に申請し、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。履修登録締切日以降は原則として登録を受け付けない。
- (3) 期日を定め、秋学期の履修指導を行うことがある。年度初めに登録した秋学期履修科目を変更する場合は、変更理由書に主指導教員の確認印を得て、所定の期日までに履修登録変更届を提出しなければならない。
- (4) 履修登録していない科目については、単位の修得を認めない。
- (5) 履修登録後の科目の追加及び変更は、原則として認めない。
- (6) 各年次で履修できる単位の上限は28単位とする。

(他の研究科における授業科目の履修等)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 本大学院と単位互換協定を結んだ他の大学院において、特別聴講学生等として授業科目を履修し修得した単位の取扱いは、別に定める。
- 3 前項の規定により学生が授業科目を履修し修得した単位については、委員会の議を経て、10単位を限度として課程修了に必要な単位として認めることができる。

(転研究科・編入学)

第12条 転研究科及び編入学は原則として認めない。

(再入学者・復学者の履修)

第13条 退学者が再入学した場合の履修については、原則として再入学した年次の履修規程を適用する。また、休学者が復学した場合の履修については、休学時の履修規程を適用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 学生が大学院に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を、大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、委員会の議を経て、大学院規則第13条の規定により修得した単位と合わせて、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認めることができる。
- 3 認定は、入学年度の原則4月に行う。
- 4 認定を希望する場合は、履修登録提出日までに教務課に申し出なければならない。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年3月4日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月30日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年3月24日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年1月19日に改正し、2023年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項及び第6条の規定は、2023年度以降に入学した者に適用し、2022年度以前に入学した者に対する適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2024年11月26日に改正し、2025年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条、第4条及び第6条の規定は、2025年度以降に入学した者に適用し、2024年度以前に入学した者に対する適用については、なお従前の例による。